

鹿児島市教育委員会と独立行政法人宇宙航空研究開発機構との  
宇宙教育活動に関する協定書

鹿児島市教育委員会（以下「甲」という。）と独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）（以下「乙」という。）は、「宇宙」を素材にした教育活動を推進するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「宇宙」を素材にした教育活動を実施することによって、広い見識を身につけた心豊かな青少年の育成を目指すとともに、それを協働して推進する指導者の養成を目的とする。

（活動）

第2条 前条の目的を達成するため、甲、乙双方が協力して、以下の教育活動を推進していくものとする。

- 一 学校教育支援活動  
鹿児島市内の小学校、中学校の教員等との連携による授業支援活動
- 二 社会教育支援活動  
宇宙教育プログラムによる、未就学児、小学生、中学生、高校生、大学生及び保護者等を対象とした学習支援活動
- 三 研修支援活動  
宇宙教育プログラムによる、教育機関職員及び社会人を対象とした研修支援活動
- 四 その他  
上記以外の活動は、甲、乙協議の上、実施する。

（活動費用）

第3条 活動に伴う教材費用、講師費用及び事務局費用等は、個々の活動に合わせて、甲、乙協議の上、負担する。

（保険）

第4条 活動への参加者に災害の及ぶおそれのある場合は、甲、乙協議の上、傷害保険等に参加して対処する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成21年11月1日から平成22年3月31日までとし、甲、乙いずれも協定の破棄を申し出ない場合は1年ごとに自動的に更新する。

（事務）

第7条 活動に関する事務は、甲、乙が連携して行う。なお、事務局は甲に置く。

（補則）

第8条 この協定書に定めるもののほか、活動に必要な事項は、甲、乙協議の上、別に定める。

附 則

甲と乙は、本協定書を2通作成し、甲、乙記名の上、各1通を保有する。

平成22年1月10日

（甲）鹿児島県鹿児島市山下町6番1号  
鹿児島市教育委員会  
委員長

空 園 修

（乙）神奈川県相模原市由野台3丁目1番1号  
独立行政法人 宇宙航空研究開発機構  
宇宙教育センター長

中 村 日 出 夫